



Peppi-Cola and Pepsi are registered trademarks of PepsiCo, Inc. Another Quality Product of PepsiCo, Inc.

月刊 神戸のサッカー

1978 11月号

発行所 神戸市サッカー協会
神戸市北区有野台7丁目16-6
〒651-13 ☎ (078) 981-5867
発行人および編集人 加藤 正信
神戸市灘区上野通6丁目3-12
〒657 ☎ (078) 861-3100

毎月1回10日発行 購読料1部20円

財団法人三木記念会

次代をにう学生、生徒の就学援助を行い、その心身の健全な育成を図るとともに、学術・文化の振興を目的として47年7月7日に設立。奨学資金の給付、学術・文化研究団体に対する助成、青少年の健全育成施設の管理運用および助成など、幅広い事業を推進している。理事長は三共生興(株)会長の三木瀧蔵氏。神戸市生田区江戸町100に事務所がある。

夢のスポーツ会館建設へ

三木記念会が神戸市に寄贈

財団法人三木記念会(三木瀧蔵理事長)は、神戸市葺合区の磯上球技場にスポーツ会館(仮称)を建て、神戸市に寄贈することを正式に決定し、このほどその計画を発表した。早ければ11月中に着工、スポーツシーズンの開幕に合わせて、来年4月に完成する予定。会館の運営は神戸市サッカー協会に任せられることになっており、サッカー界の発展に大きな意義をもたらすものとして、関係者は期待を寄せている。

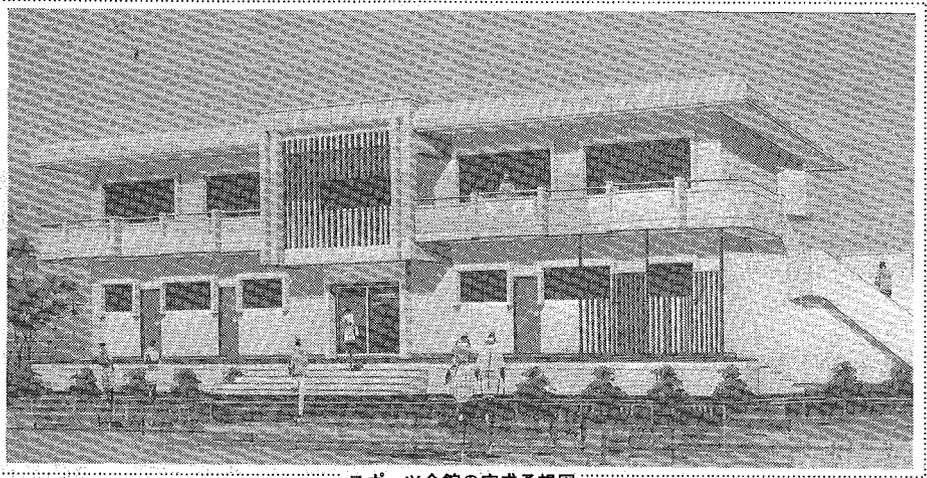
兵庫
神戸

サッカーの拠点に

球技場の西南すみにある更衣室と小屋を取りこわし、その跡に延べ床面積264㎡の2階建てコンクリート造りのスポーツ会館が建設される。会館は横28m、奥行き7.3mで、1階はシャワー付き更衣室と倉庫、2階は事務室、会議室とグラウンドを見渡せるまわり廊下になっている。2年前に完成した現在の更衣室が取りこわされるのは少しもったいないが、公園内の建物の占める面積が一定割合に抑えられていて、新しい場所に会館を建設することが認められないからだ。

来年の春に完成すると、会館の運営は神戸市から神戸市サッカー協会に任せられる。ちょうど王子の神戸登山研修所と同じような運営形態になるはずである。

現在、大阪府体育協会がうつば公園内にスポーツ会館をもっているが、これにならって玉井操・現神戸市サッカー協会名誉会長は以前に、神戸市体育協会の加盟団体がいっしょに入れる会館の必要性を説き、宮崎市長にたびたび要望してきた。結局この計画は実現しなかったが、サッカー協会がほとんど単独で

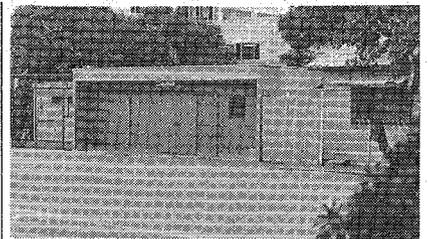


スポーツ会館の完成予想図

利用できる会館が生まれるわけで、神戸・兵庫のサッカー界の発展が約束され、その意義はきわめて大きい。

磯上に来春完成の予定 加盟チームの協力が必要

さて、完成後の会館の運営が問題である。運営を任せられる神戸市協会は兵庫県協会に呼びかけて、共同運営の形をとることを考えている。日本サッカーに例の少ないこの会館を、有効に利用できるかどうかは、加盟チームの



スポーツ会館は現在の更衣室(写真)の跡に建てられる

温かい理解と積極的な協力にかかっている。会館の運営に欠かせないもう一つの条件として、事務員の常駐を考えなければならない。神戸市協会、兵庫県協会の役員は精鋭ぞろいであるが、会社や学校の仕事をもっており、ますます多様化する膨大なサッカーの仕事を担当するには、協会役員を補佐する事務員の存在がぜひ必要となってくる。

この事務員の人員費をはじめとする運営費は、全く新しい経費であり、協会に加盟しているチームに協力してもらわなければならないだろう。磯上球技場は三宮駅から南へ歩いて5分余り、これ以上便利な場所はほかに見当たらない。サッカーマンが力を合わせて、「神戸・兵庫サッカーの拠点」の運営を成功させたいものだ。

なお、現在使用されている更衣室は取りこわすため、工事期間中は仮設の更衣室が用意される予定である。



23日に決勝戦

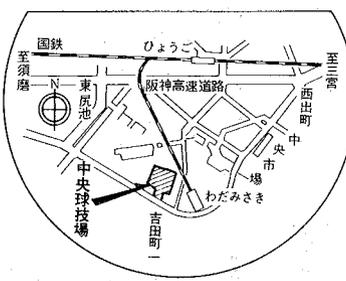
兵庫県高校選手権大会

正月の全国高校選手権大会出場の予選を兼ねた53年度兵庫県高校選手権大会は10月28日開幕、全国大会のヒノキ舞台への「切符」をかけて県下各地の高校グラウンドで熱い戦いが繰り広げられている。御影工の2連覇なるか、夏の総体に続いて「2冠」をねらう尼崎北のチーム力はどうか。今年は特に話題の豊富な大会として、サッカーファンの興味を呼んでいる。

参加は当初131校の予定だったが、出場を辞退するチームがあって、最終的には127。11月3日に1回戦の全試合が消化し、御影工

ら実力校が予想どおり勝ち進んでいる。だが、2回戦以降になると強豪同士の対戦が組まれており、波乱がありそうな様相だ。

決勝戦は11月23日(祝)午後0時10分から神戸中央球技場で行われる。なお、この試合の様子はサンTVでも放映される予定。





Peppi-Cola and Pepsi are registered trademarks of PepsiCo, Inc. Another Quality Product of PepsiCo, Inc.

月刊 神戸のサッカー

1979 7月号

発行所 神戸市サッカー協会
神戸市北区有野台7丁目16-6
〒651-13 ☎ (078)981-5867
発行人および編集人 加藤 正信
神戸市灘区上野通6丁目3-12
〒657 ☎ (078)861-3100

毎月1回10日発行 購読料1部20円



三木記念 神戸市立スポーツ会館 が完成

神戸市サッカー協会理事長 一北 四郎

かねてより磯上運動公園の南端に建設中であった三木記念神戸市立スポーツ会館が7月13日に完成し、正式に三木記念会から神戸市に贈呈されることになりました。このスポーツ会館は、私達サッカー協会が三木記念会にお願いして以来4年近くの長い年月、種々の難問を克服してようやく完成にこぎつけたものですが、この間、三木記念会や神戸市の関係者のお骨折りで今日、完成に至りましたことに心から感謝いたします。

7月13日には、三木瀧蔵 三木記念会理事長をはじめ三木記念会の関係者、宮崎辰雄 神戸市長はじめ神戸市の関係者、三共生興、竹中工務店など工事関係者、ならびに兵庫県、神戸市サッカー協会の役員も参列して、午前11時より竣工式が行われ、引続いて、三木記念会より神戸市への贈呈式が行われます。贈呈式では、テープカットに引続いて、三木記念神戸市立スポーツ会館の除幕式の後、新装

なった三木記念神戸市立スポーツ会館大会議室にて披露パーティが行われます。

この会館が完成しまして私達サッカー協会は、この会館の運営管理を神戸市より委託されることに決まっております。私達は兵庫県サッカー協会と共同でこの会館内に事務所を設置し、神戸・兵庫のサッカー協会の本拠地とし各種の事業や会議をもちサッカーの発祥地神戸の名に恥じないよう神戸サッカーの発展充実に努力しなければなりません。

この会館をサッカー協会が運営管理を行うためには多大の経費が必要であります。サッカー愛好者の絶大なご支援ご協力なくては円滑な運営ができません。また利用者一人ひとりがこの会館を大切に、三木記念会の御好意に応えなければなりません。この会館が神戸兵庫のサッカー界が末永く全国に誇れる名実ともに立派な会館に育てあげたいと願っております。

お願い サッカーを愛する若人へ

神戸市サッカー協会社会人リーグのみならずへお願いがあります。現在の市社会人リーグの加盟チームは、1部 2部 3部 合計92チーム約2000人のサッカーメイトが参加しています。これらサッカーメイトのほとんどが多忙な仕事をもって、仕事のストレスの解消等、生涯体育の一環として、たまの休日に汗を流し明日にそなえるのです。社会人のみなさん次のことを守っていただくようではありませんか。

1. 棄権試合をなくしていただきたい。
2. ユニホームは統一されたものを。
3. あきかん、あきびん、吸いがら、紙くずは、所定のくず箱へ。

良識あるチームは、グラウンド退場の際に、近くのくず箱へ捨てて帰られますが、更衣した場所に、あきかん、あきびん、たばこの吸いがら、新聞紙が散乱していることが多く見られます。これらは、グラウンド責任者が後仕末をしているか、グラウンドの管理人に迷惑をかけていることとなります。

特に、学校のグラウンドを使用させてもらった場合、タバコに注意してください。

これらのグラウンドマナーを守ることは、決してむずかしいものではありません。それは試合に勝つことよりも、はるかに意義のあることではないでしょうか。

三木記念 神戸市立スポーツ会館

シャワー・会議室が気楽に利用できます

— 市サッカー協会の委託運営に決まる —

サッカー王国、兵庫・神戸をというところで磯上グラウンドに寄贈された「三木記念・神戸市立スポーツ会館」の運営規則が決定しましたのでお知らせします。

市サッカー協会は、同会館の運営につき、神戸市当局と話をすすめてきた結果、市サッカー協会が市から委託をうけて管理することになりました。

同会館は、市サッカー協会と県サッカー協会の事務所として発足し、美人がかつサッカーを愛する女性事務員とサッカーをプレーする男子事務員が交替で勤務しています。(写真)

勤務時間は、10時から17時まで、休日は金曜日、TEL 232-4647・232-0753。

サッカーを愛する諸君はもとより、できるだけ多くの人々に利用されることを期待しています。

なお、同会館運営規則は下記のとおりです。

第1条 (目的) 神戸市サッカー協会(以下「協会」という)は、次の目的を達成するために神戸市立スポーツ会館(以下「会館」という)の管理運営について必要な事項を定める。

- (1) サッカーに対する正しい知識と技術の向上をはかるため、又、サッカー指導者の人格向上のため、各種の講習会を行う。
(2) サッカー普及のため、図書及び資料の集収により、調査研究を行う。
(3) サッカー相談所を開設する。
(4) 支障のない限り各種の会合や教室を開催するため、会議室を一般市民に開放するよう努めるものとする。

第2条 (管理) 神戸市サッカー協会(以下「会長」という)は、会館の管理を行うため運営委員会を設置し、事務局職員を若干名配置し管理する。

第3条 (運営委員会の職務) 運営委員会は、協会関係者をもって構成し、会館の運営を審議し、会長に答申する。

第4条 (事務局職員の職務) 会館事務局職員は会長の命を受け、規則の定めるところに従い会館の管理にあたる。事務局職員が行った処分は会長の処分とみなす。

第5条 (利用の申込承認) 会館の施設を利用しようとする者は、会館利用申込書を事務局職員に提出しなければならない。
2. 事務局職員は会館の利用承認したときは、利用承認書を申込者に交付する。この場合に次の各号の一に該当するときは利用を承認しない。

- (1) 公安、風俗及び秩序をみだすおそれのあるとき
(2) 施設及び設備を損傷するおそれのあるとき
(3) 管理上支障があると認められるとき
(4) その他利用を不相当と認められるとき
3. 集会について、公安委員会の許可を要する場合には、当該許可を受けたことを証する書類を利用申込書に添付しなければならない。
4. 第1項の規定により利用申込をした事項を変更しようとするときは、事務局職員の承認を受けなければならない。この場合において、利用中における変更は承認しないことがある。
5. 事務局職員はいったん利用を承認した事項についても、やむを得ない事由があると認めるときは日時等その内容の変更を求めることができる。

第6条 (利用者変更の禁止) 利用者はその権利を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

第7条 (利用の取消し等) 事務局職員は次の各号に該当するときは利用の承認を取消し、又はその利用を停止し、もしくは制限することができる。

- (1) この規則又はこの規則に基づく指示に違反したとき
(2) 第5条2項各号の事由が発生したとき

第8条 (入館の拒絶) 事務局職員は次の各号の一に該当する者に対しては入館を拒絶し、又は退館を命じることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれがある者、及びこれらのおそれのある物品、又は動物の類を携帯する者。
(2) でい酔者及び精神に異常があると認められる者、又は伝染性の疾患を有する者。
(3) その他、事務局職員において支障があると認めるもの。

第9条 (利用料及び利用時間) 利用料及び利用時間は、別表のとおりとする。

2. 利用料は、利用の承認を受けた際に現金をもって納入しなければならない。



須原 恵子さん



菊岡 良之さん

第10条 (利用料の減免等) 事務局職員は協会の各種機関がその任務遂行のために使用する場合その他運営目的上特に必要と認め

たときは、利用料を減免し、又は後納させることができる。
第11条 (利用料の返還) 既納の利用料の返還はしない。ただし、会長又は事務局職員において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第12条 (設備等の工作) 利用者が特別の設備、装飾等の工作をしようとするときは、予め事務局職員の承認を受けなければならない。

- 2. 利用者が前項の規定により設備、装飾等の工作をしたときは、利用後直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。原状に復しえない工作はこれを承認しない。
3. 前項の費用は、利用者の負担とする。

第13条 (施設、設備のき損) 利用者その他の入館者が施設設備を損傷し、又は滅失したときは直ちに理由を付して、その旨事務局職員に届け出ると共にその指示を受けなければならない。

- 2. 前項の行為が重大な過失によるときは何人の行為であっても、協会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第14条 (利用者の損害) 施設・設備を利用することにより、又はこの規則に基づく処分により生じた損害については協会は一切その責に任じない。

第15条 (事務局職員の指示権) 事務局職員は管理上の必要があると認めるときは、利用中の施設の中に入り指示を行うことができる。利用者はこれを拒むことができない。

第16条 (利用者の遵守事項) 利用者は会館を利用するにあたり、施設の性格をわきまえこの規則を守り、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は施設及び設備の利用にあたって利用承認書を事務局職員に提出し、その指示に従うこと。
(2) 使用した灰皿等は清洗し、机、いす等は原状に復し、弁当から、包み紙等は利用者において処理すること。
(3) 利用承認されていない壁を使用しないこと。
(4) 承認を得ることなく壁、柱、ドア、黒板等にはり紙をし、又は釘類を打たないこと。
(5) 所定の場所以外で喫煙しないこと。又、承認を得ることなく火気を使用しないこと。
(6) 騒音又は大声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
(7) 施設・設備の利用を終わったときは事務局職員の点検を受けること。
(8) その他、事務局職員の管理上必要な指示に従うこと。
2. 利用者がこの遵守事項に違反したときは利用承認を撤回し、又は今後当該利用者に対して利用を承認しないこと。

第17条 (休日) 毎週金曜日及び毎年12月28日から翌年1月4日までの間は休日とする。但し、協会が必要と認めるときは臨時に休日を設定することができる。

附 則

この規則は、1979年8月1日から施行する。

別 表

Table with 5 columns: 施設 (Facility), 使用時間料金 (Usage Time Fee), 単位 (Unit), AM 9:00-12:00, PM 1:00-5:00, PM 6:00-9:00, 終日9:00-21:00. Rows include 大会議室 (30-60人), 小会議室 (~20人), and 温水シャワー.

特別料金

- (1) 営利を目的としないので、入場料等これに類するものを徴収して利用する場合はこの表の2倍相当額。
(2) 営利を目的として、入場料等を徴収しないで利用する場合はこの表の3倍相当額。
(3) 営利を目的として、入場料等を徴収する場合はこの表の5倍相当額。
(4) その他、暖房器具使用の場合は¥ 検討中 円 (1時間) を徴収する。冷房器具使用の場合は¥ 円 (1時間) を徴収する。